

# イビデン株式会社 株式取扱規則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的) 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構 (以下、「機構」という。) 及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関 (以下、「証券会社等」という。) が定めるところによるほか、定款第 10 条 (株式取扱規則) 及び第 11 条 (株主名簿管理人) に基づき、この規則の定めるところによる。

第 2 条 (株主名簿管理人、同事務取扱場所) 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

愛知県名古屋市中区栄三丁目 15 番 33 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第 2 章 株主名簿への記録等

第 3 条 (株主名簿への記録) 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知 (社債、株式等の振替に関する法律 (以下、「振替法」という。) 第 154 条第 3 項に規定された通知 (以下、「個別株主通知」という。) を除く。) により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第 4 条 (株主名簿記載事項に係る届出) 株主は、その氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとし、変更があった場合も同様とする。

第 5 条 (法定代理人) 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとし、変更及び解除があった場合も同様とする。

第 6 条 (外国居住株主等の通知を受ける場所の届出) 外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

2. 前項の常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとし、変更及び解除があった場合も同様とする。

第 7 条（法人株主の代表者）株主が法人であるときは、その代表者 1 名を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとし、変更があった場合も同様とする。

第 8 条（共有株主の代表者）株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとし、変更があった場合も同様とする。

第 9 条（機構経由の確認方法）前 5 条の届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

第 10 条（登録株式質権者）登録株式質権者には、本章の規定を準用する。

### 第 3 章 株主確認

第 11 条（株主確認）株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が、請求その他株主権行使又は届出（以下、「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下、「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとする。
3. 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状（当社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めたときは、委任状及び印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。この場合、委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。
5. 当社は、請求等を行う者について第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による確認が完了するまでの間は、請求等の受理を留保することができる。

### 第 4 章 株主権の行使手続

第 12 条（書面交付及び異議申述）会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第 13 条（少数株主権等の行使手続）振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

## 第 5 章 単元未満株式の買取り

第 14 条（単元未満株式の買取り請求の方法）単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第 15 条（買取価格の決定）買取り請求の買取単価は、買取り請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取り請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第 16 条（買取代金の支払い）当社は、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取り請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

第 17 条（買取株式の移転）買取り請求を受けた単元未満株式は、前条（買取代金の支払い）による買取代金の支払い又は支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振り替えるものとする。

## 第 6 章 単元未満株式の買増し

第 18 条（買増請求の方法）単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下、「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

第 19 条（自己株式の残高を超える買増請求）同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数（特定の目的で保有している自己株式数を除く。）を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、効力を生じないものとする。

第 20 条（買増請求効力発生日）買増請求の効力は、買増請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第 21 条（買増請求の受付停止期間）当社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3 月 31 日

(2) 9 月 30 日

(3) その他機構が定める株主確定日等

2. 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第22条（買増価格の決定）買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第23条（買増株式の移転）買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

## 第7章 特別口座の特例

第24条（特別口座の特例）特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第8章 雑則

第25条 この規則の変更は、取締役会の決議をもって行う。

第26条 この規則は、2022年9月1日から実施する。

1962年12月1日	制定	1967年4月1日	一部改正	1974年11月29日	一部改正
1982年10月1日	一部改正	1991年11月1日	一部改正	1995年6月30日	一部改正
1999年10月1日	一部改正	2000年4月1日	一部改正	2000年12月4日	一部改正
2001年4月2日	一部改正	2001年10月1日	一部改正	2002年6月1日	一部改正
2003年3月17日	一部改正	2003年6月25日	一部改正	2006年6月23日	一部改正
2007年9月30日	一部改正	2009年1月5日	全部改正	2012年4月1日	一部改正
2022年9月1日	一部改正				